

様式 I -1

入札説明書に関する質問書に対する回答書

No	ページ	章番号	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	項目名	質問内容	回答
1	4	第1章	1	(9)				事業期間終了時の措置	「事業者が提案した事業終了時の性能水準に基づくもの」とありますが、当該提案とは、落札者決定基準表3 評価項目及び配点にある「運転管理に関する事項_保安全管理」の中の修繕補修業務項目にて提案を求めるものと理解すればよろしいでしょうか。又、そうでない場合については、どのような形で提案をお示しするのかをご教示願います。	「様式IV-4 基本方針」において、提案内容を記載してください。
2	5	第1章	1	(12)				予定価格	設計工事基準日、運転管理基準日と記載がありますが、この基準日とは、設計工事請負契約書第33条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）及び運転管理業務委託契約書別紙1.4（賃金の変動の確認）における初回スライド変更に対する変更前基準日を示すものとして解釈してよろしいでしょうか。	原則、ご理解のとおりです。賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更につきましては、事案が生じた際に協議を行う予定です。
3	5	第1章	1	(12)				予定価格	この事業において、運転管理業務の引継ぎ期間中に引き継ぐ側（本事業とは別の現委託での受託者）は、本事業とは別に契約を締結し、本事業とは別途で運転管理費が支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	11	第2章	3	(2)	イ	(オ)		監理技術者の配置	監理技術者の配置期間について、国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル」に準拠し、設計期間及び工場製作期間は専任不要、現場従事期間は専任が必要、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	11	第2章	3	(2)	イ	(オ)		監理技術者の配置	監理技術者について、国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル」に準拠し、「設計期間及び工場製作期間」と「現場従事期間」で、それぞれの別の技術者を配置できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	15	第3章	5					履行保証等に関する事項	契約保証金の納付と公告の契約保証金の内容は同じ内容との理解でよろしいでしょうか また、契約保証金の納付・契約保証金の納付に代わる措置・履行保証保険付保等による保証措置のいずれかでよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです

7	21	別紙1					事業スキーム	<p>設計・工事期間と運転管理期間で主たる業務を担う企業が変わります。図で記載いただいている通り、設計・工事期間の代表企業と運転管理期間の代表企業は異なる企業でもよいという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>例えば、以下のような事業スキームを考えております。 A社とB社の2社グループで応募する場合（応募グループの代表企業はA社）、設計工事期間の代表企業はA社、運転管理期間の代表企業はB社とすることは問題ない、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>代表企業は、電気工事企業、運転管理企業いずれの企業も担うことが可能です。</p> <p>ただし、事業期間中の代表企業の変更は認めません。</p>
8	22	別紙2	業務分担	調査設計 設計施工 監理			竣工検査	<p>要求水準書27ページには「出来形検査及び完成検査」と記載がありますが、本表の「竣工検査」と「完成検査」は同義、また「出来形検査及び完成検査」についても、本表同様、主分担は市及び事業者にあるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。表中の「竣工検査」は「出来形検査及び完成検査」に修正し、修正版を令和7年10月上旬、ホームページにて掲載します。</p>
9	24	別紙3	リスク分担				不可抗力	<p>本項の「不可抗力」には新型コロナウイルスの流行や第三者によるサイバー攻撃も含まれると理解してよろしいでしょうか。また、天災だけが該当するわけではなく、第三者による放火、窃盗や毀損行為も当該不可抗力に該当すると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>個別の事案については双方協議するものですが、基本的には業務を継続するために最大限の準備、必要な策は講じていただき、双方の責めに帰すことのできない事由が対象となります。</p>
10	24	別紙3	リスク分担				不可抗力	<p>不可抗力について、「戦争、暴動、風水害、地震他、市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等」と定義されておりますが、新型コロナウイルスの流行は感染症流行時の対策を講じていても事業継続に支障をきたす可能性があると考えられます。そのため、新型コロナウイルスの流行についても不可抗力であるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>新型コロナウイルスの流行時においても、業務を継続するために最大限の準備、必要な策は講じてください。そのうえで、個別の事案については双方協議の上で扱いを決定するものとなります。</p>
11	25	別紙3	リスク分担				原水水質の急変	<p>原水水質の急変について、原水水質の水質悪化が処理時能力以上となった場合はリスクの所掌が貴市となっておりますが、判断基準となる処理能力をご教示いただけますでしょうか。また、処理時能力以上の原水水質の水質悪化とは、どのような基準値で判断されているのでしょうか。参考として原水水質の水質試験結果について、資料（過去5ヵ年程度）をご提供いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>原水水質の急変（施設の処理能力を超えた場合）につきましては、具体的な数値を設定しているものではなく、各浄水場にある現状のろ過機で除去できないものを想定しております。ろ過機の処理能力等につきましては要求水準書P63～第4章別紙1施設概要をご確認ください。なお、原水水質の水質試験結果につきましては、日水協ホームページ／水道統計抜粋／水道水質データベースにて、令和4、3、2年度における各系統の平均値を確認することができますので参考とさせていただきます。</p>

12	25	別紙3	リスク 分担					原水水質事故による水質悪化・事業停止	事業者の迅速な対応にかかわらず、受水している県水の急激な水質変動に起因して給水区域末端部での遊離残留塩素を平常時0.1mg/L以上（非常時0.2mg/L以上）に保持できなかった場合、事業者の帰責事由とならないという理解でよろしいでしょうか。	現状、県水受水地点で残留塩素を確認しており、一般的な状況監視と迅速な対応を行っていただければ、起こらないものと考えておりますが、事業者の迅速な対応にかかわらず、受水している県水の急激な水質変動に起因して発生した事象かどうかについては、協議の場を設けたいと考えております。
13	26	別紙3	リスク 分担					事業終了時の施設の状態	事業終了時とありますが、要求水準書第1章3（2）ウ（イ）の施設性能の維持方針に関する協議により、大規模修繕が必要と判断された場合は、当該判断した時点までの期間を事業者が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	大規模修繕が必要と判断された場合／不要と判断された場合いずれの場合も、事業終了時までが事業者責任となります。大規模修繕が不要としたことに起因する事故等の対応に要した費用については市の負担となります。
14	その他							資料閲覧	既設設備や関連設備、建築設備等の完成図書閲覧は可能でしょうか。	事業契約後に設計を行う際に資料閲覧は可能となります。基本的な資料については現地見学会にて配布しており、提供可能です。